

内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

1) N A G A S E グループの経営理念にある「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む」のもと、コンプライアンス体制の整備および維持を図るために、親会社の定める「リスク・コンプライアンス行動規範」に基づき、全役員並びに全社員に「リスク・コンプライアンス行動規範」に沿った企業活動を徹底させる体制とする。

2) 取締役および社員等からなる委員で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、これらの委員は、リスクマネジメントおよびコンプライアンスに関する一切の判断を行うほか、必要に応じて外部の専門家を起用して、法令定款違反行為を未然に防止する。

3) 個別の事案については社内諸規程を定めており、専門的見地から適法性も含め多角的な審査のうえで意思決定する。

4) 当社および子会社において法令違反等の問題があると認識した場合、速やかに上司、関連部署に報告・連絡・相談のうえ、リスク・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は直ちに取締役会および監査役へ報告するとともに、長瀬産業リスク・コンプライアンス委員会へ報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するため、内部通報制度により、子会社を含む役員および社員等から直接通報・相談できる窓口を設定する。

5) 子会社を含む役員および社員等に対して、社外専門家等による講習会を実施する等の教育を通じて法令遵守に対する意識の向上を図り、N A G A S E グループの経営理念の浸透に努める。

6) 当社業務監査チームは業務内部監査規程に基づき、必要に応じ、当社の状況について調査、監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役の職務執行に係る情報は、社内諸規程に従って文書または電磁的に記録し、保存管理を行っている。取締役および監査役はこれら文書等を常時閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

1) 取締役会は、リスクを合理的かつ最適な方法で管理し、事業の安定的な継続と持続的な成長を実現することを目的に、事業活動に関連する、もしくは影響するリスクを把握し、経営目標達成に向けた適切なリスクテイクと、被害・損害の最小化に向けたリスクヘッジとの最適なバランスを考慮した対策を講じる。

2) 当社および子会社の損失の危険に関する包括的な管理を行う組織として、リスク・コンプライアンス

ス委員会を設置し、委員会の機能・権限を定め、役割と責任を明確にした体制を整備する。

3) 当社および子会社の企業活動に関連する個々のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

4) 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任部署を定め、また、当社および子会社内での有事に際しての迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行うこととする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

1) 取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関および業務執行を監督する機関」として明確に位置付け、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

2) 経営戦略会議は、常勤取締役および事業部長、本部長で構成され、原則月1回の定例開催を実施し、経営課題、経営・事業戦略および投資案件などの重要事項を討議し、経営の意思決定を支援する。

3) 取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、組織運営基本規程および業務分掌において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きについて定める。

(5) 株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

a. 当社と子会社間で運営基準を定め、一定の事項については子会社内での決定後に当社の承認を得る、または報告を行う。

b. 子会社には原則役員を派遣し、業務が適正に行われているか監視する。

2) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

当社は、リスク・コンプライアンス委員会事務局が各事業部および本部に対してリスク管理の実施を指示し、各事業部および本部が行ったリスク管理の結果を取りまとめてリスク・コンプライアンス委員会に報告し、リスク・コンプライアンス委員会が各リスクへの対応推進にかかわる課題、対応策を審議し、判断するとともに、当社および子会社のコンプライアンスに係る重要事項等を審議し、判断を進める。また、財務報告の信頼性を一層高めるために、金融商品取引法を踏まえ、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取組みを進める。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標を付与し、当社および子会社の予算業績管理を実施する。

4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

- a.「リスク・コンプライアンス行動規範」を周知教育することにより、子会社の役員および社員に対して同基準に沿った企業活動を徹底させる体制とする。
- b.当社業務監査チームは業務内部監査規程に基づき、必要に応じ、当社および当社子会社の状況について調査、監査を実施する。
- c.リスク・コンプライアンス委員会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するため、内部通報制度により、子会社を含む役員および社員等から直接通報・相談できる窓口を設定する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置することとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号および第 3 号)

- 1) 当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、その意見を求めることとする。
- 2) 当該使用人の人選および監査役の補助業務に従事する時間等については十分配慮のうえ、当該使用人に対する指示の実効性を確保するよう努めるものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

- 1) 監査役が、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換、稟議書・報告書等の閲覧を通じて、常時、当社および子会社の経営全般の状況を把握できる体制を整備する。
- 2) 次の事項については、当社および子会社の取締役および社員等が個別に、またはリスク・コンプライアンス委員会から監査役に速やかに報告する旨をリスク・コンプライアンス委員会規程に定める。
 - a.取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等、コンプライアンス上の問題の発生・通報
 - b.会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生・通報
 - c.重要な情報開示事項の発生・通報

(9) 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号)

当社監査役への当社および子会社の取締役および社員等からの直接の報告に対し、これらの報告をした者に不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社および子会社に周知徹底するとともに、コンプライア

ンス相談・通報窓口規則にもその旨を明記する。

(1 0) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号)

監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

(1 1) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号)

- 1) 監査役監査の重要性と有用性に対する認識・理解を図るため、監査役は社長との間で定期的に意見交換会を開催する。
- 2) 監査役が監査職務を効率的・効果的に実施できるようにするために、会計監査人および業務監査チームとは、緊密に連携し相互補完できる体制を整備する。

付帯決議

本日決議された、会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する取締役会決議は、会社を取り巻く環境の変化等を踏まえて、より一層適正にガバナンス体制の強化を実現するために、今後も不断に見直しを図るものとする。

平成 24 年 3 月 12 日 取締役会決議により改定
平成 25 年 3 月 13 日 取締役会決議により改定
平成 26 年 3 月 11 日 取締役会決議により改定
平成 27 年 5 月 15 日 取締役会決議により改定
平成 29 年 5 月 18 日 取締役会決議により改定
平成 30 年 5 月 22 日 取締役会決議により改定
令和 1 年 5 月 27 日 取締役会決議により改定
令和 2 年 5 月 27 日 取締役会決議により改定
令和 3 年 5 月 28 日 取締役会決議により改定
令和 4 年 5 月 26 日 取締役会決議により改定
令和 5 年 5 月 29 日 取締役会決議により改定
令和 6 年 5 月 30 日 取締役会決議により改定
令和 7 年 5 月 27 日 取締役会決議により改定